

非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書
(年 月分)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： _____
名称及び代表者の氏名 _____
所在地 _____
責任者記名押印
又は署名 _____
担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：百万円)

国(地域)別	中長期						短期					
	関連企業間以外		関連企業間				関連企業間以外		関連企業間			
			本邦親会社から外国子会社へ		本邦子会社から外国親会社へ				本邦親会社から外国子会社へ		本邦子会社から外国親会社へ	
	貸付	回収	貸付	回収	貸付	回収	貸付	回収	貸付	回収	貸付	回収
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()
		()		()		()		()		()		()

(単位：百万円)

	中長期	短期
当年末貸付残高		

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
3 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
4 「中長期」欄には原契約期間が1年を超えるもの、「短期」欄には1年以内のものを記入すること。
5 「回収」欄のかつこ書には、貸付債権の放棄額を外書すること。
6 「当年末貸付残高」欄は12月分の報告の場合に限り記入すること。
7 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

- (1) 承認保険会社
- (2) 外為令第18条の7第2項第2号へに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超える保険会社（承認保険会社を除く）
- (3) 上記に準ずる者として財務大臣が指定した保険会社（承認保険会社を除く）

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条の3第1項第5号（上記1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第19条第1項第2号（上記1.（2）に該当する者）
- (3) 報告省令第19条第2項第2号（上記1.（3）に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支統計担当 62番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支統計担当）
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧をご参照下さい。

4. 報告書に計上する期間

毎月中（1日～月末日）

5. 報告書の提出期限

翌月15日（休日の場合はその前営業日）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：百万円
- (2) 円以外の通貨を円に換算する場合のレート：取引を行った日における、報告省令第35条第2号の規定による「財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場」（いわゆる「報告省令レート」。毎月更新）

8. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄
西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支統計担当に提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (2) 「報告者」欄
代表者とは会社を代表する取締役等のこと。
氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。
押印は不要。

(3) 「責任者記名押印又は署名」欄

- イ．報告の提出につき授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の役職の有無は問わない。
- ロ．使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。
- ハ．署名（自署）した場合は押印不要。

(4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

- イ．担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
- ロ．電話番号は出来るだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署を補記すること。

(5) 各項目の記入について

- イ．「**国（地域）別**」欄には、債務者の所在国（地域）名を記入すること。
- ロ．「**中長期**」欄には原契約期間が1年超の貸付債権を、「**短期**」欄には同1年以下の貸付債権を記入すること。

ハ．「**関連企業間・本邦親会社から外国子会社へ**」、「**関連企業間・本邦子会社から外国親会社へ**」の各欄における、「本邦親会社」、「外国子会社」、「本邦子会社」、「外国親会社」の定義は以下のとおりとする。

- 本邦親会社：報告者のうち外国子会社を有する者
- 外国子会社：以下に掲げる外国法人（法人格のある組合その他の団体を含む）
 - （イ）報告者の出資比率が10%以上の外国法人
 - （ロ）報告者、報告者の全額出資子会社及び共同投資者（注）の出資比率の合計が10%以上となる外国法人
- （注）報告者と共同して当該外国法人の経営に参加することを目的として当該外国法人の株式等を所有する者
- 本邦子会社：報告者のうち外国親会社を有する者
- 外国親会社：法第26条第1項に定める外国投資家のうち非居住者

ニ．「**関連企業間以外**」の欄には、外国子会社又は外国親会社以外に対する貸付・回収等、「**関連企業間・本邦親会社から外国子会社へ**」の欄には、外国子会社に対する貸付・回収等、「**関連企業間・本邦子会社から外国親会社へ**」の欄には、外国親会社に対する貸付・回収等を記入すること。

ホ．「**貸付**」欄には月中の貸付実行額、「**回収**」欄には月中の貸付債権の回収額を記入し、同（ ）内には貸付債権放棄額を外書すること。

なお、「**貸付**」、「**回収**」には、貸付債権の売買に伴う貸付債権の発生又は消滅を含むものとし、売買対象債権の譲受又は譲渡対価を記入すること。

ヘ．「**当年末貸付残高**」欄は、12月分の報告に限り、非居住者に対する当年末の貸付残高を、中長期又は短期に区分し、記入すること。

- (6) 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- (7) 本報告書により報告を要する取引がなかった場合には、「該当なし」として報告すること。